

米国預金金融機関の競争

伊 東 政 吉

1. 問題の所在

本稿で預金金融機関という用語は商業銀行と貯蓄金融機関を包括するものとして使用する。貯蓄金融機関は貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行およびクレジット・ユニオンの3者を指す。商業銀行と貯蓄金融機関は、資金の吸収面と運用面の双方において、競争関係にある。しかも両者の規制が異なっているために、金融環境の変化によって、しばしば不公平な競争状態があらわれた。

商業銀行のうち国法銀行は連邦準備制度に加盟することが義務づけられ、また州法銀行のうち比較的規模の大きいものは連邦準備制度に加盟している。これらの加盟銀行は、連邦準備制度理事会の行う金融政策の影響を直接受ける。金融引締め期には、法定支払準備率は引き上げられるが、引き上げられただけ無利子の支払準備金を連邦準備銀行に預託しなければならない。また加盟銀行は預金金利規制に服しており、規程 Q (Regulation Q) によって、連邦準備制度理事会が設定する定期・貯蓄預金の支払金利の上限に服さなければならない。さらに要求払預金の付利は法律によって禁止されている。加盟銀行に課せられている預金金利規制と同じ規制は、非加盟商業銀行についても、連邦預金保険制度に加入している被保険商業銀行については、連邦預金保険公社によって課せられている。したがって非常に少数の非被保険商業銀行を除いて、商業銀行は定期・貯蓄預金金利の上限規制に服していることになる。

戦後は全般的にインフレ抑制のために、金融政策は引締め基調であり、市中金利は上昇傾向を示した。それにもかかわらず、連邦準備制度理事会は金融引締め政策の一環として定期・貯蓄預金の金利限度を低く抑え、商業銀行の信用創造を抑え

ようとした。1936年1月1日の低水準の定期・貯蓄預金金利最高限度はその後20年間据え置かれ、戦後初めて引き上げられたのは、1957年1月1日のことであった。この間貯蓄金融機関はそれぞれの貯蓄性預金の金利もしくは配当率を引き上げていったので、商業銀行は貯蓄性預金を吸収するうえで、きわめて不利であった。しかし1957年以降商業銀行の預金金利限度が引き上げられるにつれて、商業銀行の貯蓄性預金のシェアは増加していった¹⁾。

ちょうどこの頃、なぜ商業銀行だけが、金融当局の統制に服さなければならないのか、という問題をめぐって、いわゆる Gurley-Shaw thesis をめぐる論争が生じた。貨幣統制(monetary control)に代って金融統制(financial control)を主張する Gurley-Shaw に反対する学者は、貨幣は支払手段として特殊な機能をもつ金融資産であり、商業銀行だけが、貨幣を創造しうる金融機関であるという理由で、商業銀行を統制すべきことを主張した。この monetary control を支持する Joseph Aschheim は、商業銀行の有期預金は支払手段でないという意味で、貨幣ではないから、現在商業銀行の有期預金に課している諸規制を廃止すべきことを主張した²⁾。

貯蓄性預金の吸収をめぐる商業銀行と貯蓄金融機関の競争上の不公平は、アシュハイムの主張とは逆に、1966年9月の金利統制法によって貯蓄金融機関にも預金金利規制を課すことによって、一応の解決をみた。しかし1966年、1969年および

1) 拙稿「米国の預金金利規制」『経済研究』第22巻2号、昭和46年4月参照。

2) Joseph Aschheim, *Techniques of Monetary Control*, 1961, chs. 7 and 8. 小寺武四郎監訳『金融政策の理論』昭和39年、第7章、第8章参照。

1974年の高金利状態のもとで、商業銀行と貯蓄金融機関の貯蓄性預金の金利は、預金金利規制によって最高限度が設定されているのに対し、他の代替的な金融資産、たとえば各種市場証券の利回りは高騰したので、貯蓄性預金から市場証券への移動が生じた。この現象を financial disintermediation と呼ぶ。1969年の disintermediation の経験を基に、米国では金融制度改革の機運が盛り上がり、1970年にハント Reed O. Hunt を委員長とする『金融構造と規制に関する大統領委員会』が設置され、1971年12月にその報告書が大統領に提出された。このハント委員会報告を基に、1973年8月にニクソン大統領は金融制度改革に関し議会勧告を行い、同年10月1973年金融機関法案が議会に上程された。この法案は成立しなかったもので、1975年3月フォード大統領によって小修正され、1975年金融機関法案として再度議会上程された。この法案は上院銀行委員会の金融機関小委員会の審議を経て、1975年10月初めに上院銀行委員会で修正可決し、1975年11月12日に上院本会議でも可決された。他方下院は金融制度改革に関する独自の法案を準備するために、下院銀行通貨委員会が中心となって、検討し、1976年金融改革法案をまとめた。この下院案は1975年金融機関法案と比べて、抜本的な改革案が含まれていたもので、公聴会では反対が強く、公聴会後、連邦準備改革法案、1976年金融改革法案および1976年国際銀行法案に3分割された。これら一連の金融制度改革案については、すでに取り上げたので³⁾、ここではその内容に立ち入らない。ただ預金金融機関の競争と関連して一言すれば、それらの改革案は預金金利規制の段階的廃止を勧告し、また貯蓄金融機関の業務を拡大し、商業銀行と貯蓄金融機関の間の垣根をはずす方向に進んでいる。それはハント委員会報告に述べられているように、同一市場で競争する金融機関はすべて平等な立場で競争すべきであり、自由競争こそが資金の最適配分をもたらすという考え方に根差している⁴⁾。

3) 拙稿「米国金融制度改革の展望」『経済研究』第28巻3号、昭和52年7月参照。

4) *The Report of the President's Commission on*

3分割された金融制度改革法案は1976年9月にすべてたな上げされたまま、今日に至っているが、法案とは別に、預金金融機関の競争はますます激化している。1966年以降の financial disintermediation の経験は、預金金融機関をして自己防衛のために、種々の工夫を講ぜしめることになった。たとえば一部の貯蓄金融機関は NOW (Negotiable Orders of Withdrawal) 勘定を創設した。これは利付勘定であり、しかも小切手に類似の譲渡可能支払指図書によって払い出しができるので、要求払預金の性格ももっている。

これまで小切手を発行できる要求払預金は商業銀行だけに認められ、要求払預金は1933年以降付利禁止になっている。前述のアシュハイムのように、支払手段である要求払預金を取り扱っている商業銀行を金融当局の統制下に置くというのであれば、NOW 勘定を取り扱う貯蓄金融機関は統制の対象とすべきか否かが問題となる。NOW 勘定の存在によって、いまやアシュハイム的な貨幣の定義(支払手段であることを重要視する)は、その境界線があいまいになってきた。

このように、資金吸収面において、商業銀行と貯蓄金融機関の類似性は増大してきたが、また資金運用面においても、両者の類似性は増大している。商業銀行の貸付総額のうち、不動産抵当貸付の占めるシェアは近年増加してきているし、また貯蓄金融機関の消費者貸付も増加している。このように商業銀行と貯蓄金融機関の類似性が増大してくると、両者間の競争はますます激化してくるのは当然といわなければならない。

一昔前の商業銀行対貯蓄金融機関の競争は貯蓄性預金の金利競争をめぐって展開されたが、近年は資金の吸収面のみならず、資金の運用面においても激しく展開されている。

Financial Structure and Regulation, U. S. Government Printing Office, December 1971, pp. 8—9 をみよ。なおニクソン大統領の議会勧告, *Recommendations for Change in the U. S. Financial System*, Department of the Treasury, August 3, 1973 and Revised, September 24, 1973, p. 1 参照。

2. Financial Disintermediation

高金利状態のもとでは、預金金利規制は financial disintermediation を生ぜしめることを第1表は示している。第1表は家計、個人信託基金、非営利機関、農家および非法人企業の貯蓄、いわゆる個人貯蓄のうち、貯蓄性預金と証券投資を比較したものである。1966年において、貯蓄性預金による貯蓄は商業銀行と貯蓄金融機関の双方について、前年より大幅に減少し、合計額で、1965年の約280億ドルから、1966年の191億ドルに低下した。これとは反対に証券投資は1965年の28億ドルから1966年の165億ドルに飛躍的に増加した。市場金利の低下した1967年においては、reintermediation が生じ、貯蓄性預金による貯蓄は353億ドルに達したのに対し、証券投資は負値になっている。これは1966年に証券投資に流れた個人貯蓄資金が、商業銀行と貯蓄金融機関に還流したことを物語っている。

第1表 個人貯蓄のうち貯蓄性預金と証券投資の比較
(単位: 100万ドル)

	貯 蓄 性 預 金			証 券 投 資		
	合 計	商 業 銀行	貯蓄金融機関	合 計	信 用 市場証券	株 式
1960	12,124	2,653	9,471	6,238	6,776	-538
1961	18,315	7,292	11,023	5,297	4,979	318
1962	26,152	13,215	12,937	850	2,959	-2,109
1963	26,305	11,256	15,049	5,527	8,005	-2,478
1964	26,202	10,510	15,692	6,212	6,358	-146
1965	27,952	14,881	13,071	2,792	4,895	-2,103
1966	19,096	11,919	7,177	16,452	17,138	-686
1967	35,300	18,687	16,613	-868	3,357	-4,225
1968	31,088	18,125	12,963	5,722	12,205	-6,483
1969	9,094	726	8,368	26,858	31,308	-4,450
1970	43,585	26,955	16,630	-1,598	-829	-769
1971	67,764	28,142	39,622	-4,451	-749	-3,702
1972	70,954	25,573	45,381	7,719	12,233	-4,514
1973	67,858	39,471	28,387	24,571	31,450	-6,879
1974	57,879	35,497	22,382	34,468	35,697	-1,229
1975	84,922	25,749	59,173	25,431	27,195	-1,764

出所: Board of Governors of the Federal Reserve System, *Flow of Funds Accounts 1946-1975*, December 1976, pp. 11-12.

同じことは1969年の歴史的な高金利状態のもとで生じた。特に商業銀行は大口定期預金の市場証券への流出を経験し、同年の商業銀行の貯蓄性預

金による個人貯蓄は僅か7億ドルにすぎない。貯蓄金融機関も1969年の後半において打撃を蒙り、1969年の同機関の貯蓄性預金による個人貯蓄は84億ドルにとどまった。他方1969年の個人証券投資は269億ドルに達し、disintermediation現象が顕著であることがわかる。次いで1970年と1971年はreintermediationの時期であり、証券投資は兩年とも負値になっている。さらにdisintermediationは1974年の高金利状態においても生じている。このように預金金利規制は、預金金融機関の貯蓄性預金の吸収を不安定にする。貯蓄金融機関は貯蓄性預金によって吸収した資金を主として住宅抵当貸付に運用しているから、disintermediationが生ずると、住宅抵当貸付資金は枯渇し、住宅建設は打撃を受ける。この関係を示したのが、第2表である。

第2表は市場証券の代表として3ヵ月財務省証券をとり、その市場利回り(第1欄)と、貯蓄金融機関の通帳式貯蓄性預金の金利最高限度(第2欄)を比較し、両者の金利格差(第3欄)によって、抵当貸付を行っている貯蓄金融機関、すなわち貯蓄貸付組合と相互貯蓄銀行への貯蓄資金の流入(第4欄)が大きな影響を受けることを示している。たとえば1969年第IV四半期、1970年第I四半期、1974年第IV四半期等は、貯蓄性預金の金利最高限度がそれぞれ230, 257, 304 ペーシス・ポイント3ヵ月財務省証券利回りより低く、貯蓄資金の流入は年率52億ドル、12億ドル、31億ドルにとどまり、民間住宅着工数も大幅に減少していることがわかる。このようなdisintermediationの時期には、連邦政府関係機関が貯蓄金融機関を援助する必要が増大する。第2表の第6欄は、そのような時期には連邦政府関係機関の抵当債保有額の増加率が大きくなっていることを示している。

3. 預金吸収面での競争

1961年2月に譲渡性定期預金証書(CD)がはじめて、First National City Bank of New Yorkによって導入され、商業銀行間に急速に普及してから、暫くの間預金吸収面での新機軸はみられなかった。しかし1969年のdisintermediation

第2表 金利最高限度、預金流入および住宅建設

	3ヵ月財務省 証券利回り	貯蓄金融機関 通帳口座 金利最高限度	金利格差 ベース・ ポイント	抵当貸付機関 貯蓄流入 年率 10 億ドル	民間住宅 着工数 四半期末、千戸	連邦政府・ 関係機関 抵当債保有 変化率
1965: I	3.90	...	...	11.9	1,489	...
II	3.88	...	...	11.4	1,566	-1.4
III	3.86	...	...	12.5	1,453	1.5
IV	4.16	...	...	12.4	1,746	6.0
1966: I	4.63	...	...	8.1	1,569	12.9
II	4.60	...	...	2.8	1,285	7.6
III	5.05	4.75	-30	4.4	1,075	6.9
IV	5.25	4.75	-50	9.2	1,102	5.8
1967: I	4.53	4.75	+22	15.6	1,094	4.3
II	3.66	4.75	+109	18.5	1,233	1.0
III	4.34	4.75	+41	17.0	1,445	6.0
IV	4.79	4.75	-4	11.9	1,250	7.5
1968: I	5.06	4.75	-31	10.1	1,511	8.2
II	5.51	4.75	-76	10.4	1,365	5.9
III	5.23	4.75	-48	11.9	1,592	3.4
IV	5.58	4.75	-83	13.9	1,507	3.8
1969: I	6.14	4.75	-139	9.6	1,584	4.4
II	6.24	4.75	-149	6.0	1,469	4.0
III	7.05	4.75	-230	5.2	1,512	8.3
IV	7.32	4.75	-257	5.2	1,245	10.6
1970: I	7.26	5.00	-226	1.2	1,392	8.5
II	6.75	5.00	-175	13.4	1,393	5.9
III	6.37	5.00	-137	20.7	1,509	7.2
IV	5.36	5.00	-36	25.9	2,054	4.8
1971: I	3.86	5.00	+114	45.4	1,959	1.8
II	4.21	5.00	+79	39.4	2,000	5.4
III	5.05	5.00	-5	32.8	2,002	7.5
IV	4.23	5.00	+77	32.9	2,517	6.0
1972: I	3.44	5.00	+156	49.8	2,313	5.0
II	3.75	5.00	+125	39.1	2,315	3.9
III	4.24	5.00	+76	44.0	2,426	3.7
IV	4.85	5.00	+15	38.1	2,369	3.3
1973: I	5.64	5.00	-64	40.2	2,283	2.7
II	6.61	5.00	-161	29.4	2,152	3.2
III	8.39	5.25	-314	6.8	1,844	9.1
IV	7.46	5.25	-221	24.5	1,403	4.9
1974: I	7.60	5.25	-235	36.2	1,499	4.9
II	8.27	5.25	-302	12.6	1,596	7.2
III	8.29	5.25	-304	3.1	1,157	8.4
IV	7.34	5.25	-209	24.4	880	6.5
1975: I	5.75	5.25	-50	60.8	985	5.1
II	5.39	5.25	-14	65.7	1,094	5.0

出所: *Financial Institutions Act of 1975: Report of the Committee on Banking, Housing and Urban Affairs, United States Senate, 1975, p.16.*

の経験を契機として、預金金融機関は新種預金の創設に積極的に取り組み出した。

1970年9月に貯蓄貸付組合は家計関連支出について貯蓄勘定から非譲渡性振替えを許可された。しかし預金項目に関する重要な変化は1972年に生じた。NOW 勘定の導入がこれである。1972年6月マサチューセッツの相互貯蓄銀行が、次いで同年9月にニュー・ハンプシャーの相互貯蓄銀行がNOW 勘定を提供することが許可された。NOW 勘定は本来貯蓄性預金であるから、払出しには30日前に予告する建前になっているが、これは有名無実で実行されていない。

この両州においては、1974年1月にクレジット・ユニオンを除くすべての預金金融機関にNOW 勘定を認めることになった。NOW 勘定の導入はこれら2州に限られていたが、1976年2月に議会はニュー・イングランド諸州のすべての相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合および商業銀行に利付NOW 勘定を許可し、3月1日に実施された。

第3表はニュー・イングランドにおける商業銀行、相互貯蓄銀行および貯蓄貸付組合のNOW 勘定の増加状況を示したものである。この表によって明らかなように、NOW 勘定の急成長ぶりは顕著であり、特に後発の商業銀行は1975年中に相互貯蓄銀行を追い上げ、1975年末にはほとんど肩を並べるほどになった。さらに1976年以降ニュー・イングランド⁵⁾の諸州に拡大されたNOW 勘定残高をみると、商業銀行の急成長が特に顕著であり、1977年6月末現在で、相互貯蓄銀行の2.3倍になっている。商業銀行と相互貯蓄銀行に比べ

5) ニュー・イングランドは米国北東部の6州の総称であり、マサチューセッツ、ニューハンプシャー、バーモント、ロード・アイランド、コネチカット、メイン州が含まれる。

ニュー・イングランドのNOW 勘定については、Ralph C. Kimball, "Recent Developments in the NOW Account Experiment in New England," *New England Economic Review*, November/December 1976 がくわしい。

第3表 ニュー・イングランドにおけるNOW 勘定

(単位: 1000ドル)

	商 業 銀 行		相互貯蓄銀行		貯蓄貸付組合	
	NOW 提 供 銀行数	残 高	NOW 提 供 銀行数	残 高	NOW 提 供 組合数	残 高
1972年9月 ¹⁾			23	11,094		
1972年12月 ²⁾			59	45,272		
1973年12月 ²⁾			90	143,254		
1974年12月 ²⁾	63	65,249	151	213,661	81	33,666
1975年12月 ²⁾	134	358,940	175	386,560	121	93,756
1976年12月	242	1,265,262	248	580,596	159	179,622
1977年6月	247	1,501,135	250	661,760	158	213,498

出所: Jean M. Lovati, "The Growing Similarity Among Financial Institutions," *Federal Reserve Bank of St. Louis Review*, October 1977, p. 10.

注 1) マサチューセッツのみ。

2) マサチューセッツとニュー・ハンプシャーのみ。

ると、貯蓄貸付組合のNOW 勘定の残高は小さく、同月末現在で相互貯蓄銀行の3分の1である。

またイリノイ州の貯蓄貸付組合は1976年1月に利子の付かないNOW 勘定(Non-Interest Bearing Negotiable Orders of Withdrawal, NINOWと略す)を開設した。NINOWは性格において要求払預金と異ならない。さらに進んでニュー・ヨーク州では州免許の相互貯蓄銀行と貯蓄貸付組合に対し、要求払預金を当座貸越の特典を含めて認めた。州免許の貯蓄銀行に要求払預金を認めているのは、ニュー・イングランドとその他5つの州がある⁶⁾。

NOW 勘定については、クレジット・ユニオンは除外されているが、クレジット・ユニオンは同種のサービスをshare draft 勘定によって行っている。この勘定は1974年8月に全米クレジット・ユニオン局が3つの連邦クレジット・ユニオンに一時的権限を付与したのが契機となり、直ちに2つの州免許クレジット・ユニオンが参加した。このshare draft 勘定はクレジット・ユニオンのメンバーの利付出資金(share)勘定に対してdraftを振り出すことを認めるもので、share draftは商業銀行のクレジット・ユニオンの勘定を通して

6) Jean M. Lovati, "The Growing Similarity Among Financial Institutions," *Federal Reserve Bank of St. Louis Review*, October 1977, p. 8. 本稿はこの論文に負うところが大きい。

処理される。したがって性格において利付 NOW 勘定と異ならない。share draft は現在 46 州の 940 以上のクレジット・ユニオンで利用されている。1976 年中に約 20 万人のクレジット・ユニオンのメンバーが約 8 億ドルの share draft を振り出した。

NOW 勘定や share draft 勘定は利付要求払預金の性格をもっている。貯蓄金融機関はじゅうらい要求払預金をもたなかったの、これらの新種預金を採用することは、十分意義があろう。それではすでに要求払預金をもっている商業銀行がなぜ NOW 勘定を採用するのであろうか。それは 1933 年以降の要求払預金に対する付利禁止と関係がある。

ハント委員会報告から 1975 年金融機関法案に至る金融制度改革案では、預金金利の段階的廃止が提案されたにもかかわらず、要求払預金の付利禁止の継続が提案されていた。1975 年金融機関法案が上院銀行委員会で修正可決された時初めて、要求払預金の付利禁止を廃止するという修正が行われた。その後の 1976 年金融改革法案でも要求払預金の付利禁止の廃止が提案されている。要求払預金の付利禁止の廃止が実現すれば、商業銀行にとって NOW 勘定の存在理由はなくなる。

貯蓄金融機関は NOW 勘定と share draft 勘定の導入によって、要求払預金業務に進出したが、電子計算機サービスの導入はその進出にいっそう拍車をかけ、商業銀行との競争を激化している。貯蓄金融機関のうち電子計算機サービスを行っているのは貯蓄貸付組合である。貯蓄貸付組合の預金者はこのサービスによって、かれらの貯蓄勘定を要求払預金勘定と同じように利用することができる。リモート・サービス・ユニットと呼ばれる電子計算機の端末を通して、貯蓄貸付組合の預金者は、以前には要求払預金勘定を通してのみ行われた取引、たとえば現金払戻し、諸料金とローンの支払、一勘定から他勘定への振替えを数秒のうちに可能にさせる。これらのサービス・ユニットはスーパーマーケット、空港のような便利な場所に設置されることが多い。

さらに貯蓄貸付組合は相互貯蓄銀行と同様に、

第三者への電話振り替えと自動支払サービスを提供している。電話支払サービスを提供している貯蓄銀行は、ニュー・ヨーク、コネチカット、メイン、ニュー・ジャージー、ペンシルバニアおよびワシントンの 14 の貯蓄銀行である。

以上の貯蓄金融機関の新種預金サービスは、顧客にとっては、商業銀行の要求払預金とほとんど異ならず、しかも利息がつくという利点がある。しかも 1966 年金利統制法によって、現在でも貯蓄貸付組合と相互貯蓄銀行は通帳式貯蓄性預金勘定については商業銀行のそれよりも 0.25 パーセント高の利子をつけることができる。したがって貯蓄金融機関はこの利点をもつ貯蓄性預金にさらに要求払預金の性格をもたせることによって、預金吸収面で商業銀行より優位に立とうとしている。

他方クレジット・ユニオンは、メンバーの貯蓄勘定に対して許されている金利最高限度は 1973 年に 6 パーセントから 7 パーセントに引き上げられ、貯蓄性預金の吸収のうえでいっそう有利な立場にある。すべてのクレジット・ユニオンが最高金利限度の 7 パーセントを支払っているわけではないが、その約 50 パーセントが 1975 年において 6~7 パーセントの間を支払っており、他の預金金融機関の最高金利限度よりはかなり高い。このおかげで、他の預金金融機関が disintermediation を経験した時にも、クレジット・ユニオンは資金を保持することができた。

クレジット・ユニオンは 1970 年までは連邦預金保険制度がなかったが、1970 年に全米クレジット・ユニオン出資金保険基金(National Credit Union Share Insurance Fund)が全米クレジット・ユニオン局の管轄下で設立され、現在最高額 4 万ドルまでの出資金が保険されることになった。この限度額は連邦預金保険公社と連邦貯蓄貸付保険公社によって適用されているのと同額である。1975 年末現在で全クレジット・ユニオンの 30 パーセントが連邦保険に加入している。

連邦預金制度が設立されて以降、クレジット・ユニオンへの大口出資の数がふえた。クレジット・ユニオンのメンバーの出資金は平均 1,000 ドルであるが、借入れ可能な資格をうるための最低

第5表 商業銀行の経営収入に対する経営支出と有期預金利息の比率 (単位: %)

	有期預金 総預金	経営支出 経営収入	有期預金 利息 経営収入
1945	19.9	61.4	9.4
1950	24.9	62.2	8.7
1955	26.7	62.1	10.6
1960	31.6	64.7	16.7
1965	43.6	74.3	30.2
1966	45.5	74.6	32.1
1967	47.2	76.0	33.9
1968	47.6	76.0	34.1
1969	46.6	78.1	31.8
1970	47.2	79.4	30.2
1971	50.4	81.5	33.6
1972	52.3	82.0	34.4
1973	54.2	83.6	37.4
1974	57.8	86.4	40.9
1975	57.3	86.5	39.4
1976	59.7	87.6	43.4

出所: *Banking and Monetary Statistics*, 1976, Table 6.11, "Insured Commercial Bank Income in 1976," *Federal Reserve Bulletin*, July 1977, p. 634 より計算。

している。この上昇傾向は現在まで続いており、1976年には43パーセントをこえた。有期預金支払利息の増加が経営支出をふくらませ、商業銀行の経営を圧迫していることは、経営収入に対する経営支出の比率をみれば明らかである。その比率は1960年までは60パーセント台であったが、1976年には88パーセントに達しているのである。したがって預金コストの上昇に伴い商業銀行は高収益の資金運用をはからねばならなくなった。

4. 資金運用面での競争

貯蓄貸付組合と相互貯蓄銀行は、その資金を主として抵当貸付に運用している。第6表でみられるように、前者は総資産の80パーセント以上、後者は60パーセント以上を抵当貸付がしめている。このように抵当貸付に特化している貯蓄金融機関は市中金利の上昇する局面においては、打撃を受ける。なぜならば、過去の低金利時代の抵当貸付が平均収益を低め、貯蓄性預金の金利を市中金利なみに引き上げさせることを許さないからである。商業銀行の資金運用は貯蓄金融機関よりは多様化

されており、短期の貸付、および証券投資がしめる割合は高い。したがって高金利時代の *disintermediation* の被害は、長期貸付に偏している貯蓄機関に顕著にあらわれる。この弊害を除くためには、諸改革案が提示しているように、貯蓄金融機関の資金運用の多様化と抵当貸付への変動金利制の導入が考えられる。変動金利住宅抵当貸付は、カリフォルニアと中西部の州免許貯蓄貸付組合によって、成功裡に導入された。1976年にカリフォルニアの5つの貯蓄貸付組合が約64億ドルの新規抵当貸付を行ったが、このうちの40億ドル、すなわち63パーセントは変動金利抵当貸付であった。これらの5つの貯蓄貸付組合はカリフォルニアの貯蓄貸付組合産業の約30パーセントをしめる⁷⁾。この制度のもとでは、抵当貸付金利は短期市場金利の変化を反映する資金コスト指数に連結されているので、伝統的な固定金利抵当貸付と比べて、抵当貸付収益は、金利水準の変化に、より急速に調整される⁸⁾。

変動金利抵当貸付の導入とならんで、貯蓄金融機関が市中金利の変動に敏感に反応するためには、短期貸付の分野へ業務を拡大することも必要である。クレジット・ユニオンは消費者ローンを主たる業務としてきたが、貯蓄銀行と貯蓄貸付組合は消費者ローンへの資金運用は規制されていた。しかしコネチカット、ニュー・ヨーク州の相互貯蓄銀行と州免許貯蓄貸付組合は消費者ローンの業務の拡大を認められた。

貯蓄金融機関はまたクレジット・カード・サービスにも着手した。1974年において Visa U.S.A. 社は定款を変更し、相互貯蓄銀行の加入を認め、さらに1976年5月に貯蓄貸付組合の加入を認めた。1977年8月現在で、アメリカの469の貯蓄銀行のうち、124がクレジット・カード・サービスを提供している⁹⁾。

7) Jean M. Lovati, *op. cit.*, p. 3.

8) 変動金利抵当貸付については、Federal Home Loan Bank Board, *A Financial Institution for the Future*, 1975, ch. 7 および内田陽一『アメリカの住宅金融』昭和52年、第11章が詳細に取り上げている。

9) Lovati, *op. cit.*, p. 3.

第8表 消費者ローンの金利比較 (単位: %)

	1973	1974	1975	1976
新自動車ローン				
クレジット・ユニオン	10.00	10.25	10.59	10.73
商業銀行	10.21	10.97	11.36	11.08
金融会社	12.08	12.61	13.12	13.17
その他消費財				
クレジット・ユニオン	11.32	11.34	11.59	11.59
商業銀行	12.60	13.02	13.11	13.02
金融会社	18.87	19.09	19.78	19.51
個人貸付				
クレジット・ユニオン	11.44	11.33	11.56	11.50
商業銀行	12.84	13.27	13.44	13.30
金融会社	20.71	20.77	20.98	21.04

出所: Jean M. Lovati, *op. cit.*, p. 4, Table II の月次計数もしくは隔月計数より、当該年次の平均値を計算。

ン、商業銀行および金融会社について比較したものである。1973年—1976年についてみると、クレジット・ユニオンの自動車ローン金利は商業銀行よりも21~77ペーシス・ポイント低く、金融会社よりは208~253ペーシス・ポイント低い。その他の消費財と個人貸付についてはこの金利格差はより大きくなっている。クレジット・ユニオンの貸付金利の最高限度は年利12パーセントもしくは月利1パーセントに規制されているので、第8表で明らかなように、年中平均は高くても11パーセント代にとどまっている。またクレジット・ユニオンが商業銀行より貸付金利を低くできる理由として次の4点が指摘されている¹⁰⁾。

1. 借り手に対するクレジット・ユニオンの職員の個人的知識や以前からの顧客関係を通じて、借入申込者に対する情報収集費は安い。
2. クレジット・ユニオンの大部分は、無料の事務的援助、事務所の提供等を受けているので、貸付金返済の収集費は低減される。
3. 商業銀行は経営所得1ドルあたり3セントの州および連邦所得税を支払っているのに対しクレジット・ユニオンは州税である不動産税を除き、州および連邦所得税は免税である。
4. クレジット・ユニオンの消費者貸付の貸倒れ率は低く、最近の貸倒れ損失は貸付総額の

0.32パーセントにすぎないのに対し、商業銀行は0.43パーセント、金融会社は2.38パーセントである。

連邦クレジット・ユニオンのローンは期限10年の制限があり、多くの州免許クレジット・ユニオンも同じ制限がある。また担保つきローンはクレジット・ユニオンの資本の10パーセントまでに制限されている。これらの制限のために、大部分のクレジット・ユニオンは抵当貸付市場へ進出することが阻まれていた。しかし1977年4月にクレジット・ユニオンの貸付権限を拡大する立法が議会を通過し、30年までの抵当貸付と、15年までの住宅改善および移動住宅に対する貸付が可能となった。したがって今後抵当貸付市場へのクレジット・ユニオンの参加が予想され、同市場の競争はますます激化するであろう。

消費者ローン市場における将来の競争はクレジット・カード・サービスに集中しそうである。Visa U. S. A. 社の加盟規則は1976年に拡大され、クレジット・ユニオンを含めるようになった。最近Visaはカード発行加入機関として32のクレジット・ユニオンに同意した。クレジット・ユニオンのVisaクレジットへの参加申請が受理されるにつれて、クレジット・ユニオンの競争的立場は改善されるであろう。ただクレジット・カード・サービスはコストがかかり、銀行は典型的には年利18パーセントを課している。クレジット・ユニオンは前述したとおり、12パーセントの貸付金利最高限度があるので、カード・サービスの金利も12パーセントにとどめねばならない制約がある。

6. 結 論

ハント委員会報告以後の金融制度改革法案はたな上げされて今日まで実現していないが、それらの一連の法案にみられた商業銀行と貯蓄金融機関を同一市場で自由に競争させるという狙いは、現実の問題としては部分的ではあるが徐々に実現している。預金面ではNOW勘定やshare draft勘定の実現によって、これまで商業銀行のみに認められていた要求払預金を中心とする第三者支払サービスの分野に貯蓄金融機関が進出してきた。こ

10) Peggy Brockschmidt, "Credit Union Growth in Perspective," *Federal Reserve Bank of Kansas City Monthly Review*, February 1977, p. 11.

これは商業銀行の要求払預金と競争的な立場にあり、しかも利付であるので、商業銀行の要求払預金を侵食することになろう。しかし1975年金融機関法案の修正以後、要求払預金への付利禁止規定の廃止機運がたかまっているので、それが実現すれば、貯蓄金融機関からの侵食をくいとめることができよう。しかしすでに商業銀行の定期・貯蓄預金の金利上昇が、商業銀行の経営を脅している現状に鑑みて、要求払預金の付利はいっそうその傾向を強めることは明らかである。したがって商業銀行は要求払預金付利禁止規定の廃止については、それがサービス料金と貸付金利の上昇を招くという理由で反対している¹¹⁾。

現在定期・貯蓄預金金利規制について貯蓄金融機関が0.25パーセント高が認められているが、アメリカ銀行協会はこの金利格差の不当性を主張している¹²⁾。いずれの金融制度改革案も、ある猶予期間を置いた上で、定期・貯蓄預金の金利規制の廃止を提案している。もし預金金利規制の廃止が

11) *The Financial Reform Act of 1976, Hearings*, 94th Congress, 2nd Session, U.S. Government Printing Office, 1976, part 2, におけるアメリカ銀行協会会長 J. Rex Duwe の証言参照。

12) "Why the Differential in Savings Interest is Economically Wrong," *Banking*, October 1977.

実現すれば、貯蓄金融機関の貯蓄性預金についての競争上の優位性はなくなるから、その代償を第三者支払サービスに関連する預金業務への進出に求めざるをえないであろう。したがって預金面における商業銀行と貯蓄金融機関の同質化はいっそう促進されよう。

預金面での商業銀行と貯蓄金融機関の同質化は、当然資金運用面での同質化に結びつく。商業銀行の定期・貯蓄預金の金利上昇と要求払預金への付利は、資金コストを高めるからいっそう高収益の貸付への道を求めざるをえなくなろう。すでに商業銀行は消費者ローンの規模を拡大しているが、さらにこれまで貯蓄金融機関の専門分野であった不動産抵当貸付へも積極的に進出をはかろう。

他方貯蓄金融機関も第三者支払サービス業務への進出と関連して、消費者貸付等の短期貸付を重視することになろう。しかし抵当貸付に特化していた貯蓄貸付組合や相互貯蓄銀行が抵当貸付以外の分野へ重点を移すことは、国家目標として高い優先順位を与えられている住宅建築にマイナスの効果を与えるという疑問は残される。おそらくその問題は政府関係機関の住宅金融援助の改善によって解決がはかられることになろう。

(一橋大学経済研究所)